



第 52 号

発行所

秋田市山王7-1-2

更生保護法人  
秋田県更生保護援護協会

(編集)  
秋田更生保護編集委員会

(題字)

小 熊 良 悦

(印刷)

(株)アクティス

### 横手市平鹿町「浅舞公園」を彩るあやめ

写真提供：秋田地区保護司 五十嵐 哲 郎

秋田県の更生保護関係者の皆様には、常日頃更生保護の諸活動に御尽力を賜り、厚く御礼を申し上げます。さて、昨年九月に開催された更生保護制度六十周年記念全国大会において、天皇陛下は、「関係者それぞれが力を合わせて更生保護制度の一層の充実を図り、過ちを犯した人々も社会で有意義な日々を送ることができるよう願っています。」とおことばを述べられました。そして、関係者のすべてが、改めて陛下のおことばを更生保護事業奨励の御意思として受け止めました。

陛下のおことばのように、社会の状況に応じて制度を充実させることは重要なことです。そのための制度として新たに導入され、保護観察所が実施している主なものの一つに、総合的就労支援施策があります。

犯罪者処遇は、再犯させないことが最終目的ですが、最近の犯罪受刑者の特徴は、再入受刑者を見ると犯行時に不就業であった者が七割に上っていることです。再犯をさせないためには、保護観察処遇では職を得させることが極めて重要であることは明白です。

この施策は、平成十八年度に始まり、前歴者の雇用環境の整備とハローワークとの連携による協力事業者へ



### 篤志協力事業者の貴重さ

秋田保護観察所長 富 樫 豊

の助成制度を用いた就職促進を中心とするものですが、実際のところ、彼らの雇用には協力が得られる篤志事業者（協力雇用主）なしには進みません。求職が難航する者にとっては、協力雇用主が最後の頼みの綱となることも多く、この施策の成否は協力雇用主増強の如何にかかっていると云えます。

当県では、経済不況の長期化という不利な社会環境下ながら、平成二十二年三月末までに、各地区保護司会はじめ関係団体の御尽力により新たに二百を超える協力雇用主の開拓が得られ、同時に計十一の雇用主会が発足し、大きな前進となりました。

前歴者の多くは社会で孤立感を抱いており、仕事を得るだけでは心情の安定には十分ではないことが少なからず見られます。善意ある雇用主や同僚と働くことを通じて他人とながっているとの気持ちを持つことが自立のための大きな要素と云われています。

保護観察所としても、引き続き協力雇用主の方々の善意を大切に、より一層理解が得られるよう連絡、連携に努めていきたいと考えています。



更生保護関係団体の動き

平成 21 年度収支決算

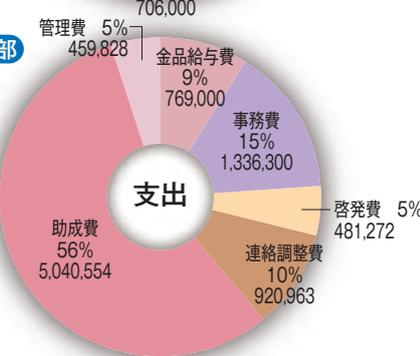
秋田県更生保護援護協会  
(平成22年3月31日)

収入合計	8,765,457円
支出合計	9,007,917円
差引	△242,460円

収入の部



支出の部



秋田県更生保護援護協会

篤志者寄附金の御芳名

(平成二十二年一月以降)

- 一金 二十万円 辻 良之様
- 一金 十万円 藤 原興道様
- 一金 三万円 伊 藤修吉様

当協会運営に對しまして、ご寄附をいただきました皆様、また普通会員・賛助会員の方々にはこの場をお借りして深く感謝申し上げます。お陰様で予定どおりの事業を行うことができました。

I 運営方針

秋田県における刑法犯認知件数は、ここ数年、減少の傾向ではあるが、非行少年の検挙・補導が増加し、未成年者が被害にあう「福祉犯」も大幅に増加し、犯罪の内容も複雑多様化してきている。また、地域住民の孤立化・隔絶化により地域社会における更生保護の役割も重要になってきている。昨年五月に裁判員制度が始まりこれまでに執行猶予判決を受け保護観察に付される割合が高く更生保護に對する県民の関心と期待が高まりつつある中、更生保護関係者による活動の充実や地域における犯罪予防活動の重要性がますます高まっている。なお、依然として経済情勢の回復の兆しが見えず、保護観察

対象者等の就労先の確保は困難な状態が続いているが、引き続き協力雇用主組織の拡充及び就労支援の一層の充実に寄与する。

一方、昨今の不況により、なお低金利が続く中、本法人の経営基盤の一層の安定・強化に努めつつ、このような状況下で時代に即した更生保護の諸活動に對する援助及び連絡助成事業並びに一時保護事業の一層の充実を図るため、斯業関係者の連携強化を図り、更生保護事業の発展に資するものとする。

II 重点目標

1 財政基盤の充実強化

更生保護関係者の協力を得て、特に賛助会員、篤志寄附金者の発掘により収入財源を強化していく。

2 刑務所出所者等就労支援事業の推進

刑務所出所者等就労支援事業の積極的な推進と定着に努める。

III 助成事業の内容

1 連絡助成事業

(1) 保護司活動に對する助成

秋田県保護司会連合会及び県内各地区保護司会における運営及び事業に對し助成を行う。

(2) 継続保護事業に對する助成

更生保護施設秋田至仁会被保護者の保護事業に對し助成を行う。

(3) 協力組織に對する助成

ア 更生保護女性の会関係  
秋田県更生保護女性連盟及び地区更生保護女性の会における事業

に對し助成を行う。

イ BBS関係

秋田県BBS連盟における事業に對し助成を行う。

ウ 特定非営利活動法人秋田県就労支援事業者機構の事業に對し、助成を行う。

(4) 犯罪予防活動に對する協力

ア 第六十回「社会を明るくする運動」の実施に對し助成を行う。

イ 「更生保護」誌等を購入し、毎月関係機関団体に配布する。

(5) 機関紙、パンフレットの発行  
ア 「秋田更生保護」を発行し、県内の保護司、関係機関団体に配布する。

イ 協会独自のパンフレットを作成し、地域住民の犯罪予防の啓発と犯罪予防活動の一助にする。

(6) 秋田県更生保護大会への後援  
第四十三回秋田県更生保護大会を後援する。

2 一時保護事業

更生のため緊急保護を必要としている者に對し、金品の援助を行う。

3 その他の事業

(1) 更生保護関係機関、団体等の連絡協力を援助するとともに事務局体制の強化を図る。

(2) 役員研修会を年1~2回開催し、広く見識を高めるとともに、役員相互の親睦を図る。

(3) 顕彰及び慶弔

ア 本事業の進展等に功績のあつた個人及び団体に對し顕彰を行

う。  
イ 民間協力者に対する顕彰及び  
更生保護事業功労による被顕彰  
者に対する記念品の贈呈を行う。  
ウ 更生保護協力者が保護観察対  
象者等から不測の被害を受けた  
ときは見舞金を支給する。

**秋田県保護司会連合会**

**1 基本方針**

最近の非行や犯罪の動向は、量的には減少の兆候が見えるものの、質的には複雑多様化、凶悪化の傾向にあり、依然として社会不安の情勢にある。特に社会を震撼させるような凶悪事件の発生は地域住民の不安を一層募らせており、今や安全で安心な社会の構築が喫緊の課題となっている。したがって保護司及び更生保護に携わるものの役割は益々重要になってきている。ここ数年、更生保護制度改革が推し進められ、更生保護法の全面施行に伴い更生保護事業の一層の充実が期待されているところである。

秋田県保護司会連合会は更生保護法のもと保護観察対象者の再犯を防止するため保護司の処遇能力の向上を図るとともに関係機関・団体等と連携しながら、各地区がその実情にあった犯罪や非行の予防活動と更生保護思想の広報、啓発活動ができるよう図る。

**2 本年度の重点事項**

- (1) 県を始めとする地方自治体から更生保護事業に対する支援の拡大が得られるよう理解を求めるとともに密接な連携強化を図る。
- (2) 地域の実情に応じた学校・その他の関係機関とのネットワークづくりを推進する。
- (3) 第六十回を迎える、社会を明るくする運動が活発に展開されるよう、モデル地区として潟上湖東地区、北秋田地区、横手地区保護司会を指定し、事業参加及び積極的関与を行う。
- (4) 犯罪被害者等支援、就労支援など更生保護制度の事業推進に関する情報の収集に努める。
- (5) 保護司候補者検討協議会の設置地区及び地域処遇会議の重点地区と連携し、事業の推進を図る。
- (6) 特定非営利活動法人秋田県就労支援事業者機構に参画し、就労支援事業の推進に努める。
- (7) 以上、各項目に備える研修の充実を図る。

**3 従来の充実強化事項**

- (1) 第四十三回秋田県更生保護大会の開催  
大会が各関係機関・団体と連携し、保護司及び保護司組織が行う諸活動の充実、活性化の契機となるよう図る。なお、参加者を被表彰者に限らず各種機関・団体並びに一般県民等とする。
- (2) ブロック別ケース研究会の実施  
ブロック別ケース研究会を実施し、

地区会相互の交流と各地域の犯罪予防、更生保護思想の普及に資する。(県北一能代 中央一本荘 県南一大曲)  
(3) 更生保護法人に対する協力  
更生保護法人秋田県更生保護援護協会の会員増強及び会費収入の安定に協力する。また、更生保護法人秋田至仁会に対し可能な協力を行う。

**秋田至仁会**

当施設の定員は二十名ですが現在の保護人員は十一名と少なく、また一般社会と同様に高齢化のきざしが見られ、特に雇用や健康の面で問題を抱え、処遇面でも苦慮しているのが実情です。

就労状況についても、アルバイトも含め四名の者が仕事についております。内訳は、土木・建築関係が一名、運送一名他に清掃関係などで特に最近は、雇用状況の厳しさから、仕事も途切れがちの状態です。

なお、現在のところ、就労支援として、実際に協力してくれる雇用主が市内二社程有りますが、いずれも、土木等の重労働のため、高齢者にはきつい仕事であり、途中で辞めたり、長続きしないなどの問題点を抱えております。

施設としては、社会復帰に向けて、自立更生のためには、自立資金の確保、そのためには就労が絶対条件であることを理解させるため、被保護

者個々の処遇方針を立て、問題点については、その都度、面接指導を行うなどしながら勤労意欲を喚起しているのが実情です。

なお、昨年度から実施の「高齢者又は障害により特に自立が困難な矯正施設出所者等を保護する施設の指定」を受け、福祉に移行するまでの間、生活指導や関係機関(地域生活定着支援センター)との円滑な調整を行うなどのため、二十一年四月に介護福祉士の有資格者を採用しております。

各関係機関、団体等との連携についてはは入所者の高齢化による健康上の問題など、被保護者が抱える問題の多様化、複雑化など自立困難な者が多くなってきたり、処遇計画にそって進行しないケースが多々認められ、自立に長期間を要する傾向にあることから、処遇施設として、その機能を充実させるため、職業安定所、福祉、医療関係など各関係機関・団体に支援を願い出るなどして対応しているのが実情でございます。(最近、特に生活保護の申請等を願い出る者が増加傾向にある。)

今後とも一層のご協力をお願いしまして、概況の説明といたします。

(文責 佐藤憲和)



**特定非営利活動法人  
秋田県就労支援事業者機構**

当機構は本年二月三日に秋田県知事から NPO 法人設立の認証通知を受け、同月十日の設立登記完了をもって、新たに秋田県更生保護事業協力雇用主会が「特定非営利活動法人秋田県就労支援事業者機構」として設立され、設立後初めての通常総会が、本年五月二十八日にアキバパークホテルにおいて開催されました。当日は、来賓に秋田保護観察所長、秋田刑務所長、秋田職業安定所長をお迎えして、平成二十一年度の事業報告及び収支決算並びに平成二十二年事業計画及び収支予算について審議し、会員からも活発な発言があり、盛会裡のうちに終了しました。

厚生労働省の職業安定業務統計によりますと、有効求人倍率は全国平均〇・四七倍であり、秋田県においては、〇・三八倍と四十七都道府県のうち四十二番目となり、雇用情勢は厳しいものがあります。犯罪をした人、非行のある少年が再び罪を犯すことなく、善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て、経済的に自立することが重要であり、それが再犯の防止にも繋がりますので、一人でも多くの人に就職の機会を与えていきたいと考えております。今後とも当機構の運営にご協力、ご

参加いただきますようお願い申し上げます。

**秋田県更生保護女性連盟**

会員数 平成二十二年四月一日現在 二十五地区、二、〇三一名

**★秋田県更生保護女性連盟総会**

五月二十一日、秋田ビューホテルにて、秋田保護観察所長 富樫豊様、秋田保護司会連合会長 目黒勳様、秋田県 BBS 連盟会長 大沢和浩様、秋田保護観察所 高橋義徳保護観察官をご来賓としてお迎えし会員一二〇名が各地区より参加して開催されました。会歌「陽ざしの中で」を会員一同で斉唱のあと、ご来賓の富樫所長はじめ皆様よりご挨拶をいただき会が始まりました。

- ①平成二十一年度事業経過報告、②平成二十一年度収支決算報告並びに会計監査報告、③平成二十二年事業計画、④平成二十二年収支予算、⑤役員改選、以上について審議し、役員改選では太田宥子会長が再任され、幹事を三名に、会計監査三名が新任、事務局従来どおり三名で承認されました。
- 午後より、秋田保護司会連合会会長 黒川様より講話をいただき、次に会歌を唄って下さっている長谷川留美子様をおむかえして「歌とトーク」と題して、歌声のひとつとき「浜

辺の歌」をはじめ十曲をうっとりとお聞き最後に「陽ざしの中で」を歌唱指導していただきました。

★第四十七回「日本更生保護女性の集い」東京ヤクルトホールにおいて五月二十七日全国より会員四百名が集い、狩野安会長のもと開催された席上で秋田県では次の方達が表彰を受けました。

**★法務大臣感謝状**

湯 沢 高久 アツ

★日本更生保護女性連盟会長表彰  
湖 東 村 井 昌 子  
鹿 角 村 田 イク

由利本荘 工藤 喜久子

★今後の主な行事は次の通りです。  
・東北地方更生保護女性会員研修会 九月二十九日～三十日 福島県  
・日本更生保護女性会員中央研修会 十月十九日～二十一日 東京都

**秋田県 BBS 連盟**

**★秋田県 BBS 連盟スポーツ交流**

三月六日、秋田市金萬ボウリング場において平成二十一年度スポーツ交流が行われる。総勢一〇〇名の参加者で熱気あふれる戦いが展開される。ボーリングで汗を流した後は、居酒屋迎賓館を会場にして懇親会も行われ、更生保護関係機関の親睦を深めた。

**★東北地方 BBS 連盟理事会**

四月十七日、仙台市で開催。大沢会長、加藤事務局長が出席。

**★日本 BBS 連盟代議員会**

五月十五日から十六日にわたり、東京国立オリンピックセンターで開催。大沢会長が出席。

**★秋田県 BBS 連盟総会**

七月十七日、秋田市のユースパルにおいて平成二十二年の県 BBS 連盟の総会が開催され、今年度の活動方針・活動計画並びに収支予算などが了承される。

**★「ハング・ルーズ」青年教室の開催**

青少年の健全育成・自立支援活動として「心のケア」を目的に青年教室を開催。  
不登校生やひきこもり青年、それに発達障害のある青少年たちと地域の伝統行事、清掃活動やスポーツ、レクリエーション等による交流を行っている。

三月二十八日、秋田市寺内地区の清掃奉仕活動を、四月二十五日、青少年交流センター（ユースパル）を会場に総会を行い、今年度の活動計画を作成する。

BBS 運動の三本柱の一つであるともだち活動（グループ活動）の場として大きな役割を果たしている。なお、スクールの名称「ハング・ルーズ」には「気楽にいこう」の意味がある。



6/14 座禅会 (永安寺) (北秋田)



6/28 北秋田市社明実施委員会  
(北秋田市交流センター) (北秋田)

速報 第60回  
“社会を明るくする運動”

写真集



7/1 強調月間中 (1ヶ月) の初日に幟を設置  
(北秋田市役所駐車場前)



7/10 北秋田市花火大会会場前 (米代川河川敷)  
「ダメ・ゼッタイ」と社明街頭キャンペーン



7/1 社明広報セレモニー (秋田駅)



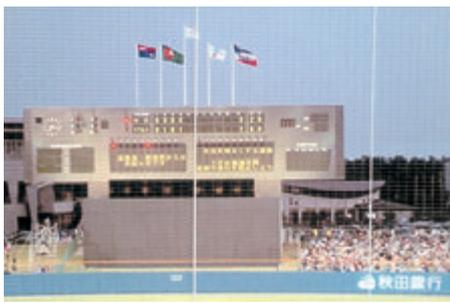
7/4 秋田矯正展での広報活動 (秋田刑務所)



7/1 秋田駅長から女子高生へグッズを  
配布 (秋田駅構内)



7/1 高校生も参加して (秋田駅)



7/3 ヤクルト-中日戦 社明運動をアピール  
(こまち球場)



7/1 社明作文朗読 (潟上湖東 昭和)



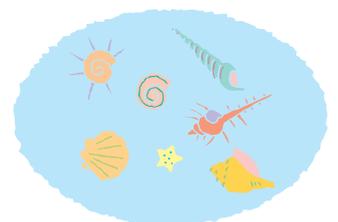
7/1 社明推進大会での「新聞ささら」  
(潟上湖東 昭和)



7/2 横手市内1周パレード終了 (横手)



7/2 柴田会長から地元中学生へ  
大臣メッセージの伝達 (横手)



# 栄誉に輝く叙勲・褒章

## 春の叙勲・褒章

平成二十二年度春の叙勲及び褒章を受けられました管内の更生保護関係者の方は、次のとおりです。  
永年の御功勞・御功績によりめでたく受章されました皆様から  
お祝いを申し上げますとともに、なお一層の御健勝と御活躍を祈念  
申し上げます。  
(敬称略)

### 瑞宝双光章



寺 沢 了  
(能代保護区 保護司)

### 更生保護以外の功勞

#### 瑞宝単光章(消防功勞)

伊 藤 勇(鹿 角)

#### 更生保護関係の功勞

#### 叙位 従六位

高 橋 本 吉

(湯沢保護区元保護司)  
平成 22 年 4 月 27 日付

#### 遺族追賞

瀧 村 富 雄

(鹿角保護区元保護司)  
平成 22 年 5 月 29 日付



加 藤 主 税  
(大曲保護区 保護司)



小 林 繁 美  
(潟上湖東保護区 保護司)



## 転入者のあいさつ



企画調整課長  
小 玉 勝 康

この春の人事異動により仙台保護観察所処遇部門から転任してまいりました小玉と申します。

私は、地元男鹿市の出身でありまして、昭和五十年に当所に採用され、その後、青森・仙台・盛岡等と転勤してまいりました。当所の勤務は今回で三回目になりましたが、この五年間は単身赴任をしていたこともあり、今回ほど地元で働けることの喜びを感じたことはありません。

今後、所内の総合調整役としての重責を全うできるよう、そして、秋田の更生保護の発展のため、精一杯努力しますので、どうかよろしくお願いたします。



統括保護観察官  
本 平 利 幸

本年四月の人事異動により、北海道地方更生保護委員会から転勤してまいりました。

転勤前の四年間は管理部門の仕事



主任保護観察官  
馬 場 剛

をしており、その間、更生保護の分野は、更生保護法の施行の始め、特定非営利活動法人秋田県就労支援事業機構の設立、地域生活定着支援センター開設等があり、今まで経験していない業務の担当と統括保護観察官という重責、また単身赴任生活ということもあり、公私共に大きな不安を抱えての赴任となりましたが、着任後は秋田県内の更生保護関係者の皆様からの温かいご支援、ご協力のおかげで、業務の不安も徐々に解消され、自然豊かな秋田県内で、趣味のサイクリングや登山などを楽しめるようになりました。

更生保護に対する社会の期待は高まっており、その期待に添えるよう微力ではありますが努力して参りたいと思っておりますので、今後とも、皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いたします。

このたび四月一日付けで、仙台保護観察所から転任してまいりました。もとより微力であり、皆様方の御力添えをいただくこととなりますが、よろしくお願申し上げます。

当県での勤務も生活も初めてでは

ありますが、これも何かの御縁と感じ、一日も早く環境に慣れ、職務を行っていきたいと思っております。

何分、保護観察官としての知識も乏しく未熟な私ですが、何事にも気負わずに取り組み、秋田県の更生保護の発展に少しでもお役に立てるよう、誠意努力したいと思っておりますので、皆様方の暖かい御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



保護観察官  
高橋 義徳

三月二十日付けで東北地方更生保護委員会から異動してまいりました高橋義徳と申します。私は保護観察官となりまだ二年目でございまして、昨年三月までは農林水産省岩手農政事務所というところに勤務しておりました。「更生保護」の仕事に携わることとなりましたのは、微力ではありますが、犯罪や非行のない社会のために何か仕事がしたいと考え志望した次第です。現在は東京におきまして、保護観察官として職務の遂行に必要な知識及び技能を修得するための研修を受講しております。研修終了後はさっそく秋田に戻り精一杯仕事をしたいと思っておりますので、何とぞ御指導賜りますようお願い申し上げます。

上げます。



保護観察官  
藤原 淳哉

本年四月一日付けで秋田保護観察所への転勤を命ぜられ、この度着任致しました。青森で五年間の勤務でしたが、それ以前は秋田での勤務が長く、また初任庁でもあるために気持ちを引き締めて仕事をしなければと感じております。観察官に補職されて約十年ですが、近年は処遇プログラムや新法改正など色々と勉強しなければならず、大変な面もあります。

健康を第一に考えて、必要以上にストレスを貯めることのないように仕事ができたらと考える今日この頃です。

ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願い致します。



会計係長  
藤原 佑史

本年四月から、秋田保護観察所企画調整課会計係長として勤務しております藤原と申します。昨年度まで

は盛岡保護観察所で庶務係員として勤務しておりました。

秋田保護観察所への転任を告げられた時、秋田という新天地での生活に対するいくらかの期待はあったものの、会計係長という責任ある立場での業務に対する大きな不安がありました。

着任直後は、私の会計業務に関する知識が不十分であったため、関係者の方々に迷惑をかけてしまうことが何度かありましたが、その度に周囲の方々が私を支えてくださったお陰で、何とか業務をこなすことができました。この経験を通じて、「人はみな生かされて生きてゆく」のだということを改めて実感しました。

今後何かとお世話になるかと思いますが、どうかよろしく申し上げます。



秋田保護観察所人事異動

転入 (平成二十二年三月二十日付)

高橋 義徳 (東北委・保護観察官)

処遇部門保護観察官

転入 (平成二十二年四月一日付)

富樫 豊 (福井観・所長)

秋田保護観察所長

小玉 勝康 (仙台観・統括保護観察官)

企画調整課長

本平 利幸 (北海道委・総務課長補佐)

処遇部門統括保護観察官

馬場 剛 (仙台観・主任保護観察官)

処遇部門主任保護観察官

藤原 淳哉 (青森観・保護観察官)

処遇部門保護観察官

藤原 佑史 (盛岡観・法務事務官)

会計係長

転出 (平成二十二年三月二十日付)

熊田 太輔 (保護観察官)

名古屋観・処遇部門保護観察官

当摩 敏広 (所長)

山形観・所長

海老原一江 (企画調整課長)

新潟観・企画調整課長

立石 一 (統括保護観察官)

仙台観・統括保護観察官

村上 孝一 (主任保護観察官)

盛岡観・統括保護観察官

島山 清寿 (保護観察官)

仙台観・処遇部門保護観察官

田上 誠章 (会計係長)

青森観・処遇部門保護観察官

保護司の異動

新任

次の方々が新しく保護司に委嘱されました。

今後のご活躍に期待します。

(平成22年7月1日付)

- 鈴木 一二 (秋田東)
- 伊藤 芳樹 (秋田臨港)
- 菅原 浩一 (潟上湖東)
- 齋藤 時子 (能代)
- 牧野 三千雄 (能代)
- 畠山 富美男 (大館)
- 千葉 忠孝 (大館)
- 柴田 美喜子 (北秋田)
- 川又 久弥 (鹿角)
- 高田 幸良 (鹿角)
- 奈良 信子 (鹿角)

笹森 和雄 (本荘)

東海林 正弘 (本荘)

土田 年子 (本荘)

福岡 由美子 (本荘)

小松田 秀隆 (横手)

嶋田 陽子 (横手)

菅 永義 (横手)

阿部 美喜夫 (湯沢)

長谷山 信介 (湯沢)

久米 弘道 (湯沢)

杉沢 千恵子 (大曲)

竹谷 正一 (大曲)

富樫 佳典 (大曲)

加藤 真 (大曲)

佐藤 力哉 (大曲)

細井 盛一 (大曲)

高橋 京子 (大曲)

退任

次の方々が保護司を退任されました。長年のご尽力に対し感謝を申し上げますとともに、今後のご健勝を祈念します。

(平成22年6月30日付)

- 加藤 五郎 (秋田中央)
- 小林 孝子 (秋田中央)
- 佐藤 宗史 (秋田中央)
- 富樫 明子 (秋田臨港)
- 菅原 奎一 (潟上湖東)
- 寺沢 了 (能代)
- 藤田 禮子 (能代)
- 近藤 恵子 (北秋田)
- 佐藤 文弥 (鹿角)
- 小番 秀頭 (本荘)
- 佐々木 正雄 (本荘)
- 高橋 大我 (横手)



第六十回 『社会を明るくする運動』

広報ビデオ『心のリンネー』

今年度の広報ビデオは三部構成になっており、通して見ることも、別々に見ることもできるようになっています。

第一部ドラマ

『僕は変わりたい!』

保護観察を受けることになった主人公が、保護司や協力雇用主、また周り

の人々の協力に支えられて立ち直っていく姿をドラマで描いています。

第二ドキュメント

『保護観察官の仕事』

犯罪や非行をした人が社会の一員として立ち直るには、どのような仕組みがあるのでしょうか。

更生保護に関する制度や仕組みを、二人の保護観察官とともにご紹介していきます。

第三ドキュメント

『あなたも更生保護サポーターに!』

更生保護女性会やBBS会といった



君の声を聴かせて。

犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ  
社会を明るくする運動

慶弔・その他関係

大坂 智実 (横手)

福田 恵美子 (横手)

加藤 主税 (大曲)

死亡

出雲 喜八郎 (大館)

平成二十二年二月一日

瀧村 富雄 (鹿角)

平成二十二年三月十三日

福田 鋼悦 (大曲)

平成二十二年四月七日

編集後記

暑中お見舞い申し上げます。五十二号遅ればせながらお届け致します。

眼蔵八大人覚に 寂靜無為の安樂を求めんと欲せば、當に憤鬧を離れて独處に閑居すべし。靜處の人は帝釈諸天、共に敬重する所なり。とありますが、寂靜の寂は人の声も聞こえないというようなごく静かな、天地、宇宙間が何の音もなく静まりかえる、これが寂であります。私たちは息を引き取った後を入寂と申しますが、正しくその通りであります。

寂靜の靜は静かという字で審なりという意味合いがあります。つまびらかに正しくという意味があります。ただ靜は静かということのみではなく、そのものをつまびらかにする。何事も落ち度が無く行き渡っておることが靜という字ではないでしょうか。

櫻田 元宏